

附 属 资 料

平成4年8月

日中友好環境保全センタープロジェクト
実施協議調査にかかる対処方針

1. 調査団の構成

団長	中村 信	JICA 社会開発協力部長
環境行政	松田 勉	環境庁企画調整局地球環境部 環境協力室環境協力専門官
環境情報	栗原 崇	国立環境研究所主任研究企画官付 国際研究協力官
産業公害	岩切 俊一	通商産業省立地公害局公害防止 指導室
公害防止技術	城戸 伸夫	資源環境技術総合研究所熱エネルギー 利用技術部燃焼システム研究室長
研修計画	倉科 和子	JICA 研修事業部研修第二課
通訳	中幡 玲尼	(勲)国際協力サービスセンター

2. 調査日程

8月18日(火)	10:00 東京→13:15 北京 (JL781) 16:00 JICA 事務所打合、18:00 日本大使館打合
19日(水)	am. 先方関係機関表敬 pm. 国家環境保護局との協議 (R/D案提示)
20日(木)	国家環境保護局との協議
21日(金)	"
22日(土)	"
23日(日)	資料整理、団内打合
24日(月)	国家環境保護局との協議
25日(火)	"、R/D署名

26日(水)	am. 北京→上海、pm. 環境関連施設視察	(団長のみ)
27日(木)	環境関連施設視察	am. 上海→無錫
28日(金)	15:20 上海→19:05 東京(JL1796)	道路交通管理幹部訓練センター 視察
29日(土)		無錫→14:15 上海→18:00 東京 (JL792)

3. 対処方針

- (1) 事前調査の結果を踏まえ、日本側において作成した討議議事録(R/D)案を基にプロジェクト実施のために必要な諸事項(専門家派遣、研修員受入、機材供与、中国側人員配置、ローカルコスト負担等)の詳細について中国側と協議し、合意に達すればR/Dに署名する。
- (2) さらに、技術協力に係るセンターの活動計画の詳細につき協議し、合意すれば暫定実施計画(TSI)及び活動計画として取りまとめ署名する。

4. 調査事項

- (1) 討議議事録(R/D)案に基づき下記の事項を中国側と協議する。
 - 1) マスタープラン
 - 2) 専門家派遣
 - 3) C/P研修員受入
 - 4) 機材供与
 - 5) プロジェクトの運営管理
 - 6) 両国政府の取るべき措置
 - 7) その他
- (2) 技術協力に係るセンターの活動計画について協議する。特に留意すべき調査項目は以下である。(括弧内に対処方針を示す)

A. 中国側実施体制

- ① 本プロジェクトの中国側実施機関は国家環境保護局(NEPA)であるが(第2次事前調査で確認済)、C/P部局はセンター開設準備弁公室であるか。
→(国家環境保護局は大きな組織であり、その中でC/P部局が特定されている必要がある。)
- ② 日中友好環境保全センターの組織としての立ち上り時期は、いつであるか。第1フェイズ終了以前にセンターが開設されることはあるか。その場合、C/P部局はセンターに変更されるか。準備弁公室とセンターとの活動内容は異なるか。
→(第1フェイズ終了以前にセンターが開設される場合には、プロジェクトの活動内容も、開

設にともない異なってくる可能性があり、把握しておく必要がある)

- ③ センター開設準備弁公室長は日中友好環境保全センターの所長予定者であるのか。

→ (プロジェクト第1フェイズの目的が、センターの運営体制確立、活動計画策定、要員の養成であることから、事業の継続性を確保するためには、準備弁公室長がセンター所長となることが望ましい。しかしながら、中国側の人事に関わることであることに配慮。)

- ④ センター開設準備弁公室の人員構成。特に、開設準備弁公室に今次協力の5分野をカバーするC/P技術者が配置されるか。その時期、人数、条件はいかがか。

→ (センター準備弁公室がC/P部局となる場合には、準備弁公室に十分な資質を持った、責任者・事務職員・技術職員が必要である。特に、協力5分野のC/Pとなるべき技術職員の存在が不可欠である。必要とするC/P数、要件等は協議の上、R/D覚書に取りまとめる。)

- ⑤ 本プロジェクト合同委員会の構成をいかにするか。

→ (合同委員会の委員長は、本プロジェクト活動の広がりから見て、国家環境保護局局長(局長とすることが不可能な場合は副局長)とすることが妥当であり、環境監測総站长及び環境科学研究所長が委員に加わることが必要である。)

B. プロジェクト活動計画

- ① センター開設準備弁公室の所掌及び事業計画、及び本プロジェクトが協力すべき活動計画は何であるのか。本プロジェクトの協力内容は以下に関する技術指導と助言であるが(第2次事前調査で確認済)、

- ・日中友好環境保全センターの運営体制確立
- ・日中友好環境保全センターの活動計画策定
- ・トレーナーズ・トレーニング

それぞれについてどのような活動を計画するか。

→ (本プロジェクトの目的は日中友好環境保全センターの立ち上がりを準備することであるが、具体的な活動項目を作成する必要がある。これが本プロジェクトのマスター・プランとなる。今次調査においては先方と協議の上、その概要をR/D覚書に取りまとめる。)

- ② さらに、その活動計画の詳細はいかがであるか。一例として、センターの要員となるべき人材育成を目的としたセミナーを計画する場合、その主催者、参加者、研修方法、場所等。

→ (活動の詳細が、専門家派遣計画・C/P研修計画・機材供与計画の基礎となることから、今次調査においては、出来るかぎり先方の考えを聴取し、情報を収集する。)

C. 専門家派遣

- ① 長期3名、短期7名/年程度計画する。

→ (長期専門家はチームリーダー、調整員、環境管理専門家の3名を計画。短期は5分野について7名/年程度を計画するが、派遣にあたってはC/Pの配置に留意する。平成4年度分(要請によれば公害防止技術6名、先方は特に廃棄物分野の専門家については早期の派遣を希望)については、今次調査において先方の要望を十分聴取し、要すれば要請手続きについて説明する。)

② 専門家の配属先(所属)はセンター開設準備弁公室であるのか。

→ (基本的には、長期・短期専門家の配属先はセンター準備弁公室である必要がある。なお、センター準備弁公室は施設建設のハードのみを扱うのではなく、センターの活動計画作成等のソフト部分にも対応するものとし、技術協力専門家はこのソフト部分に協力するものであることを確認する。)

③ 専門家(特に短期)のC/Pは誰であるか。

→ (長期専門家のC/Pはセンター準備弁公室の職員である必要がある。短期専門家についても、基本的には同様であるが、その分野のC/Pが準備弁公室におらず、準備弁公室職員以外(国家環境保護局、環境監測総站、環境技術研究所職員等)である場合も、センター開設後はセンター職員となる予定者であることが望ましい。また、その場合の短期専門家のT/Rがプロジェクトの活動に合致していること。)

④ 専門家の職務内容は何であるのか。

→ (センターの活動内容に則して、専門家のT/Rを策定する。平成4年度派遣予定専門家については今次調査中に明確にする。)

⑤ 専門家の執務場所は何処に確保されるのか。

→ (センターが完工していないことから、国家環境保護局以外の環境監測総站・環境科学研究院等であってもやむを得ない。専門家派遣計画時に明確にしておく必要がある。また、専門家T/Rやプロジェクト活動との関連に注意する。)

D. 研修員受入れ

① センター設立までの人材確保及び養成計画はいかがか。そこにおけるC/P研修の位置付けはいかがか。

→ (本プロジェクトはセンターの立ち上がりを準備するものであり、C/P研修はセンターの指導的要員の養成を目的とすることから、センター設立にあたっての要員確保・養成の全体計画を把握するとともに、そこにおけるC/P研修の位置付け(どの部分を日本での研修に期待するのか、プライオリティー等)を明確にする必要がある。)

② 計24名を計画し、単年度への集中を避ける(平成4年度5名、平成5年度7名、平成6年度7名、平成7年度5名)。

→ (中国側の要請数は32名であるが、現在確保出来る枠は24名であり、それ以上については各

年度ごとに、枠の上乗せを検討する。単年度への集中を避け、5名、7名、7名、5名を基本とし、受け入れ数の均等化を図る。平成4年度については、今次調査中にプライオリティを付した5名分の要望を聴取し、要すれば要請手続きを説明する。）

③ 研修員は全員がセンター職員予定者であるのか。

→（研修員はセンターの指導的職員予定者であり、必ずセンター職員となることが確保される必要がある。これについては、先方と協議のうえ、R/D覚書に取りまとめる。）

④ 研修員の現所属先はどこであるのか。

→（センターが開設以前であるため、環境監測総站・環境科学研究院等の職員であることもやむを得ない。）

E. 機材供与計画

① 要請機材内容、その使途、目的は何であるか。

→（平成4～6年度に3,000万円／年を計画。無償資金協力による機材との重複は避ける。技協の供与機材は、専門家の活動に必要となるものに限る。平成4年度分を今次調査において要望を聴取し、プライオリティを付したリストを入手する。）

② 機材の所有者は誰であるか。

→（国家環境保護局である必要がある。これについては、先方と協議の上、R/D覚書に取りまとめる。）

③ 機材の保守・管理は誰が責任を持つのか。

→（国家環境保護局センター開設準備弁公室であることが望ましい。以外である場合には、責任関係を明らかにし、保守・管理が完全に担保される必要がある。）

④ 機材の設置場所はどこであるのか。

→（センター開設以前であることから、環境監測総站・環境科学研究院等であることも、やむを得ない。が、その場合も機材の使途、保守管理等が、プロジェクトの活動に合致している必要がある。）

⑤ センター開設後、供与機材はセンターに収容されるのか。

→（プロジェクトの目的からしてセンター開所後はセンターに収容される必要がある。これについては、先方と協議の上、R/D覚書に取りまとめる。）

JICA

11